

●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64・3111

総務課
☎ 64・7100 【直通】

年末年始業務のご案内

○年末年始閉庁期間

12月29日(金)～1月3日(水)

※ただし、戸籍関係(死亡・出生・婚姻など)の手続きは受付します。

税務課
☎ 64・7102 【直通】

取り壊し家屋の届出はお済みですか？

所有している家屋を取り壊したときは、税務課へ家屋取壊し届を提出する必要があります。家屋取壊し届を提出されないと、翌年度からの固定資産税が課税される場合があります。

手続き方法

役場税務課に家屋取壊し届があります。窓口にて必要事項をご記入の上、提出してください。なお、提出の際には、印鑑が必要です。

届け出締め切り日

12月27日(水)

納付済額のお知らせの発送について

平成29年中(1月～12月)に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『納付済額のお知らせ(確定申告用)』は1月下旬に発送します。確定申告の参考としてご利用ください。

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の資産をいいます。

申告が必要な方

平成30年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸し付けしている法人や個人

申告方法

(1) 前年度申告されている方

12月初旬に申告書関係書類を郵送します。廃業、休業、解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

(2) 平成30年度から申告される方(新規)

平成29年中に新規事業を始めた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産がない場合でも、必ず申告してください。

申告書をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

申告期限

平成30年2月1日(木)

町県民税特別徴収のお願い

町では、町・県民税を給与天引き(特別徴収)されていない事業主の方へ、特別徴収制度の実施推進運動を行っています。

地方税法においても、給与所得者にかかる町・県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収」の方法によって徴収するものと定められています。

この制度を実施していただくことによって、次のように納税も便利になります。

- (1) 従業員の方は、自分で銀行等へ行って納税する手間がいりません。
- (2) 年間4回の納税が、毎月の給与天引き(年12回)になり、1回の納税額が少額になります。
- (3) 事業主の方にとっても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。

事業主の皆さん、ぜひご協力をお願いします。

特別徴収制度への切り替え等の手続きに関しては、役場税務課までお問い合わせください。

消費生活相談

12月の開催日程

開催町	曜日		時間
養老町	4日(月)	18日(月)	午前10時～正午
垂井町	5日(火)	19日(火)	
輪之内町	7日(木)	21日(木)	
神戸町	11日(月)	25日(月)	午後1時～3時
関ヶ原町	12日(火)	26日(火)	
安八町	14日(木)	28日(木)	

会場 役場1階相談室

相談予約 予約受付は午前1件、午後1件です。

【問い合わせ先】 総務課 ☎ 64・7100 (直通)